

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1844

11月の税務

1. 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
納期限…11月30日
 2. 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…11月15日
 3. 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税
の納付
納期限…11月10日
 4. 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税
・地方消費税・法人事業税・(法人事業所得
税)・法人住民税)
申告期限…11月30日
 5. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人
事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定
申告(消費税・地方消費税)
申告期限…11月30日
 6. 3月決算法人の中間申告(法人税・法人事
業税・法人住民税)…半期分
申告期限…11月30日
 7. 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、
12月決算法人の3月ごとの中間申告(消
費税・地方消費税)
申告期限…11月30日
 8. 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9
月決算法人を除く法人の1月ごとの中
間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…11月30日
- ※ 税を考える週間…11月11日～17日

《もくじ》

◎税務のニュース

- 国交省／フラット35／子増えると金利
引き下げ …2

◇中小企業経営者のための豆知識

- 売掛金を回収するために知っておくべきこと
1. 売掛金とは …3
 2. 未収金とは …3
 3. 売掛金の未回収が発生した場合 …4
 4. 売掛金には時効がある …5
 5. 売掛金回収で一番に行うこと …5
 6. 売掛金回収はスピード勝負 …7
 7. 売掛金を回収する際に検討すべきこと…9
 8. 売掛金の未回収を防ぐ方法 …10

◆青色申告に関するFAQ

9) 確定申告用語集

○株式の分割

1. 株式分割とは …12
2. 「増資」との違い …13
3. 株式分割のメリット …13
4. 株式分割のデメリット …15
5. 株式分割の事例 …16

□中小企業経営者のための仕訳の実例

◎立替金の仕訳

- (1) 立替金の定義・意味など …17
- (2) 立替金の決算等における位置づけ等…18
- (3) 立替金の会計・簿記・経理上の取り扱い …18
- (4) 仕訳の具体例 …19

税務のニュース

国
交
省

フラット35 子増えると金利引き下げ

国土交通省は、最長35年の長期固定金利の住宅ローン「フラット35」の金利について、子どもの数に応じて引き下げる仕組みを取り入れる方針を固めた。子育て世帯の住宅取得を支援する狙いで、関連費用を今年度補正予算案に盛り込む。

フラット35は、独立行政法人の住宅金融支援機構が民間の金融機関と提携して融資する仕組みで、返済期間が21～35年の代表的な商品の11月の適用金利は年1.96～3.53%。子どもの数による金利の引き下げ幅は未定だ。ほかの住宅支援策と合わせ、補正予算案に計15億円を計上する。

これまで一部市区町村で子育て世帯などを対象に金利を当初10年間、一律0.25%幅引き下げる制度があり、子育て支援を強化する。資材費や人件費の高騰で住宅価格が高くなり、フラット35の金利も長期金利に伴って上昇局面にある。

このほか、物価高対策として、子育て世帯が省エネ性能の高い新築住宅を購入・改修する費用の補助として2,100億円をあてる。

育休給付の「実質10割」

政府が進める少子化対策の一環として、育児休業給付を手取りの10割相当に引き上げる制度案の概要が判明した。制度を所管する厚生労働省は、両親ともに14日以上の子育て休業取得を条件に、28日間を上限として給付率を引き上げる方針。労使による議論を踏まえ、2025年度からの実施を目指す。育児休業は、原則として子が1歳になる

まで取得できる。現行の給付率は最大67%で、手取りの8割に相当する。政府が6月に決定した「こども未来戦略方針」ではさらに取得を促すため、最大28日間を限度に給付率を約80%に引き上げ、手取りの10割相当とする案が示されていた。

現在、育児休業の取得は女性に偏っており、男性の取得を促進する必要性が指摘されている。

その上、子育て中の男性の約5割が2週間未満の取得にとどまっている実態を踏まえ、厚労省は給付率の引き上げ条件を「両親ともに14日以上取得」にした。特に育児に手がかかる時期の取得を促すため、男性は出生直後の8週間以内、女性は産後8週間以内の取得を要件とする。

ひとり親、あるいは片方の親が自営業やフリーランスで雇用保険に加入しておらず受給資格のない場合は、必ずしも配偶者の取得を要件としない方向で検討している。

4～9月の経常黒字、最大12.7兆円

財務省が発表した2023年度上半期（4～9月）の国際収支速報によると、海外とのモノやサービスの取引状況を示す経常収支の黒字額は12兆7,064億円だった。前年同期の3倍となり、半期ベースでは比較可能な1985年度以降で最大となった。

企業が海外子会社から受け取る配当金などの第1次所得収支は18兆3,768億円の黒字で、過去最大だった。円安で海外子会社の配当が増え、海外の金利上昇で、保有する債券の利子収入も増えた。

売掛金を回収するために 知っておくべきこと

売掛金は、会社経営を営んでいく上で、常にしっかりと管理しなければならない重要な債権（お金）ですが、これは、取引相手との「信用取引」によって発生する特徴があります。信用取引とは、その名のとおり、取引相手を信用したビジネス方法であり、例えば、商品の代金（売掛金）を後でまとめて支払ってもらうことや資金の一部を貸付するといったことなどが信用取引にあたります。

通常、信用取引は、取引相手の信用を担保に取引を行う、広く馴染み深い方法になります。しかし、時に双方の信用が崩れてしまう危険性もあります。具体的な一例として、商品の販売代金にあたる売掛金が回収できなくなることがあげられ、これを「貸し倒れ」といいます。

売掛金などの債権が貸し倒れになることは、会社や事業を今後継続していく上で、大きな支障が生じる可能性がある、重要な問題であることはいまでもありません。そこで今回は、このようなことを踏まえて、売掛金の回収と具体的な貸し倒れ防止策について解説を進めていきます。

1. 売掛金とは

売掛金とは、「取引先や顧客に対して商品を販売したり、サービスを提供した際に発生する代金のツケ」のことをいいます。

例えば、事業を営んでいると仮定したとき、日常の取引の中で取引先や顧客に対して商品を売ったり、何かのサービスを提供したりすることがあります。このとき、取引の金額や取引の量によって違いは生じるものの、都度、取引の現金の受け渡しをしつつ、領収書を発行するのは非常に手間や時間がかかってしまい、他の業務に支障が生じてしまう場合があります。そこで、取引の締日と代金の支払い日をあらかじめ決めておき、締日までの代金（売掛金）をまとめて取引先などに請求し、代金の支払い日までに銀行振込などで入金対応をしてもらうといった流れが、売掛金の発生から売掛金の回収までの一連の流れとなります。

2. 未収金とは

「未収金（未収入金）」とは、本来の営業活動とは異なる、特別な取引によって生じた債権を指す言葉です。例えば、有価証券や固定資産といったものの売却、会社の資金で購入されたマンションの家賃収入などが、これにあたります。なお、「未収金」を計上するにあたっては、決算後1年以内に回収する予定があることが前提となります。

「未収金」は、「売掛金」との違いが分かりづらいところですが、これらは営業活動から生じた債権であるかどうかで区別されます。上述のように、「未収金」は営業活動以外で生じた債権をいいますが、「売掛金」は商品の販売といった、通常の営業活動によって生じた債権を指すようになっていきます。これらの区別は、特に金融機関から融資を受ける際において重要となります。

3. 売掛金の未回収が発生した場合

上述した売掛金の発生から売掛金の回収までの一連の流れについて、常に円滑に流れることは、取引を行うにあたって最も望ましいことであるのはいまでもありません。

しかしながら、時に何らかの事情によって、この一連の流れが円滑に行われない場合もあります。そこで、ここでは、仮に売掛金の回収が遅れてしまった場合に、少しでも未回収を防ぐために対応すべきポイントや、確認すべきポイントを大きく3つに分けて解説を進めていきます。

(1) ミスにより支払いが遅れていた場合

売掛金が代金の支払い日になっても入金されない1つ目のポイントは、相手側のミスによって支払いが遅れてしまった場合です。

多くの場合、事務手続き上のミスや多忙によるヒューマンエラー（人為的ミス）が考えられます。その場合、「電話」「FAX」「メール」などで、相手側の担当者へ軽く確認する程度の対応を心掛けるようにしましょう。

一般的には、これらの確認を行うことで後日、指定口座などへ代金の入金となされ、売掛金の回収は問題なく終了します。

(2) 支払う余力がない場合

売掛金が代金の支払い日になっても入金されない2つ目のポイントは、相手側が代金を支払う余力がない場合です。

実務上は、ケース・バイ・ケースとなりますが、度々、支払い日を過ぎて入金がなされる場合や電話やメールなどで入金対応の催促をした後の対応が遅い場合などは、相手側が代金を支払う余力がなくなっている懸念を強く抱いておく必要があります。「将来貸し倒れになる危険性が高い」と予測できることから、取引の仕方を見直すほか、思い切って「現金決済に限定する」といった対応策も時には必要となるでしょう。

(3) 支払う意思がない場合（悪意がある場合）

売掛金が代金の支払い日になっても入金されない3つ目のポイントは、相手側が代金を支払う意思がない場合（悪意がある場合）です。

先に解説したような貸し倒れになる懸念を払拭するための対応策をあらかじめとっておくことで、このような最悪の事態は避けられるものの、「倒産」「破産」「夜逃げ」「音信不通」といったことによって、売掛金の回収をすることが全くできなくなってしまう場合もあります。

この場合、最終的には後述するいずれかの方法を選択することになります。しかし、通常すべての売掛金を回収するのは極めて困難であり、最悪な場合、すべての売掛金が回収できず貸し倒れとなってしまいます。

4. 売掛金には時効がある

(1) 売掛金の消滅時効

売掛金には時効（消滅時効）が存在します。つまり、ある時期がくると売掛金債権（売掛金を支払ってと請求する権利）は消滅してしまうのです。

なお、売掛金に応じて消滅時効の時期は異なります。下記の表を使って確認しておきましょう。

時効期間	時効債務
1年	・ 宿泊料 ・ 運送費 ・ 飲食代金
2年	・ 月謝／教材費 ・ 製造業／卸売業／小売業の売掛金
3年	・ 診療費 ・ 建築代金／設計費工事代金 ・ 自動車修理費
5年	・ 上記以外の商取引で生じる売掛金

(2) 時効の中断

時効の中断とは、消滅時効に向けてこれまで進行してきた期間が降り出しに戻る、ということです。

時効の中断となる理由（時効中断事由といいます）はいくつかありますが、そのうちの1つは、「債務者による債務の承認」です。具体的には、債務者が債務について認めることはもちろん、売掛金を一部でも支払うことも債権者が債権の存在を認めたことになり、時効が中断します。

5. 売掛金回収で一番に行うこと

(1) 支払請求をする

売掛金回収においてまず行うことは、支払請求（裁判外の請求。「催告」といいます）です。上述したように、売掛金債権は比較的早期に時効消滅してしまいますが、時効の中断のために、この催告が有効なのです。

とは言っても、催告だけでは完全に時効の進行を中断することはできません。「催告してから6か月以内に裁判上の請求（訴訟などの法的手続による請求）をする」ことで、完全に中断させることができるのです。

実務では、取引先の支払状況に懸念を感じても、今までの関係もありますので、すぐに裁判上の請求に踏み切るケースは少ないでしょう。そのため、この「催告」は、時効の中断の意味でもとても重要な意味をもってきます。

(2) 内容証明郵便を使う

いよいよ時効を中断させたいとなった時、取引先の債務の承認行為がない場合は、裁判上の請求をしなければなりません。上述のとおり、裁判上の請求は、催告から6か月以内です。

とすると、裁判上の請求をいつまでにすれば良いのかは、催告をいつしたのか、によって決定することがわかります。そこで、催告はいつなされたのか、は実務上大変重要であるとともに、催告がなされた日は、客観的に明確に証明されなければなりません。

仮に、電話で催告をしたとしましょう。その電話、本当にしたのか・されたのか、後日客観的に証明することは簡単ではありません。そこで、催告の存在を明確にする方法として、「内容証明郵便」による方法が一般的です。内容証明郵便とは、郵便物の内容文書について、どのような内容のものを誰から誰へ宛てて差し出したのかを日本郵便が証明する書類のことをいいます。

内容証明で催告をすれば、催告が実際に行われたことを簡単に証明することができるわけです。そして、内容証明郵便が相手に到着した日から6か月間、裁判上の請求が猶予されることになります。

また、普通郵便ではなく内容証明郵便で請求することは、相手に対して心理的なプレッシャーを与えることができる効果も期待できます。

(3) 内容証明の書き方

内容証明には、以下の内容を記載すると良いです。

- ・当事者の表示
- ・未払い売掛金の特定
- ・支払時期が到来していること
- ・その通知書をもって、相当期間内（1週間～10日くらい）に支払うよう請求すること
- ・支払がない場合には、民事訴訟等の厳格な法的手続を検討すること
- ・振込先の口座

内容証明郵便の書き方は、以下のとおりです。

- ・用紙：種類や大きさは自由
 - ：送る相手が1人の場合は同じものが3通（相手、郵便局の保管用、自分用）必要
- ・制限文字：縦書きの場合…1行20字以内、1枚26行以内
 - ：横書きの場合…1行13字以内、1枚40行以内
- ・制限文字（2段組）：1行26字以内、1枚20行以内
 - ※句読点と括弧は1文字として扱う
- ・印鑑：実印でなくても可
 - ：文章が2枚以上になるとときにはその綴目に契印
- ・封筒：用紙が入る差出人及び受取人の住所氏名を記載した封筒

なお、内容証明郵便を出せるのは集配郵便局及び支社が指定した郵便局のみです。すべての郵便局で差し出せるものではないので、事前に確認しておきましょう。

(4) 内容証明にかかる費用

内容証明郵便にかかる費用の内訳は、「基本料金＋一般書留料金＋内容証明料金」です。

さらに速達料や配達日指定、本人限定受取、引取時刻証明をそれぞれオプションとしてつけることができます。

【内容証明郵便費用】の内訳

- ・郵便料：84円（大きさにより異なる）
- ・書留料：435円（一律料金）
- ・内容証明料：＋440円（基本料金に加算）。さらに1枚ごとに＋260円
- ・配達証明料：＋320円（基本料金に加算）

6. 売掛金回収はスピード勝負

取引先の支払いがストップした場合、会社はすぐに行動を起こさなければなりません。

支払いがなかった理由が単なるミスや請求忘れなどであればいいですが、取引先が破産の準備に入ってしまった場合、売掛金回収はできません。さらに、入金が止まった時点で連絡しても、音信不通の状況になっていることもあります。常に継続的な与信管理を行い、怪しい取引先とは取引しない、減額するといった対応をしておけばもしもの時の被害を抑えることができるでしょう。

売掛金回収の基本は、「支払いが遅れているな」と気づいたらすぐに行動することです。

(1) 未入金を確認したら、すぐに連絡を取る

未入金があったら、すぐに営業担当者から連絡をします。営業担当者から連絡をしたほうが経理や管理部より状況を聞き出しやすいでしょう。仲のいい付き合いでも躊躇せず行動しなければなりません。放っておいても解決しませんので行動を起こしましょう。

取引先と連絡がついた場合、すぐに催促をせず、状況を確認しましょう。請求書の送り忘れや、請求内容が間違っていて入金が出来なかったなど自社に問題がある可能性を考慮しましょう。

また、先方の経理上のミスの場合もあるでしょう。まずは連絡を取って状況を確認するのが大切です。

(2) 連絡が取れた場合

単純に支払日を忘れていた場合や入金ミスがあった場合は、すぐに解決するはずですが。商品にミスがあったりなど、現場にトラブルがあって指定代金の支払いを拒否している場合は、交渉に望みましょう。これらの問題は、与

信管理とは関連しないので、ここでの言及はしません。与信管理を行っている場合は、これらのトラブルの記録を忘れずにつけておきましょう。

(3) 連絡が取れたのに支払ってくれない場合

①手元にキャッシュがないが払う意思があるケース

支払いの意思があるが、手元にキャッシュがなく払えないと言われることもあるかもしれません。

信じて待つことも可能ですが、売掛金回収を確実にしたのであれば、払えるだけでも払ってもらい、今後の契約を変えるなどの対処が必要でしょう。

期限を延長して、請求書とおりの支払いができるようならいいのですが、すでに資金繰りに窮しているようなら難しいでしょう。今日のうちに一部でも振り込めるか、または分割でなら支払えるかなど打診をします。

こういったケースでは、返済計画を立てることが売掛金回収の第一歩です。交渉がまとまれば、書面やメールで話した内容を送って文面で残るようにします。返済計画とおりにいかない場合は、返済の意思がないものとして次の売掛金回収のステップへ進みましょう。

②払う意思がないケース

なかには、取引会社を軽視して支払い義務があるのにも関わらず、代金を支払わない会社があります。こういった場合は「内容証明郵便」で請求をし、悪質さの度合いによって弁護士などに相談、訴訟などを起こす必要があるでしょう。立場の違いに負けず、毅然とした態度で売掛金回収に望みましょう。

(4) 未払いには、商品の出荷停止を

継続的な取引の場合、支払いがされるまでは（支払いの目処が立つまで）商品の出荷を停止しましょう。出荷を止めることで、新たな未収金が発生するのを防ぎます。場合によっては、納品済みの商品を回収することも必要になります。付き合いが長い相手であればためらうかもしれませんが、納品を続ければ、被害は広がってしまいます。相手がキャッシュに困って商品を現金化することもあります。

支払いがされていない商品を回収する際は、無断で商品を持ち帰ったり、同意を得ずに回収したりしてはいけません。例え支払いがなくても、無断で社内に入ったり物を持ち帰ったりすれば犯罪になります。売掛金回収の現場では、緊急性の高い時こそ冷静な判断を心がけましょう。

(5) 相殺できる債権を探す

取引先に対して未払金がある場合は、これを未収金と相殺することによって、損失額を抑えることができます。自社に未払金がないか速やかに確認してください。相手が破産手続きを開始してしまった場合など、遅くなると相殺ができなくなる可能性があります。債権を相殺する場合には相殺の通知を送ります。

(6) 私署証書を作成する

私署証書は売掛債権の存在を明確にするものです。私署証書は、売掛金の未払いが発生した時に強制執行するようなものではありませんが、あらかじめ売掛債権の存在を明確にすることで、不要な訴訟争いが起こるのを避ける狙いがあります。

(7) 代理受領

代理受領による債権回収とは、債務者が持っている貸金や売掛代金などを、債務者に代わって集金し、その集金した代金と自分の債権とを相殺する手法です。ただ、この債権について、「債権譲渡禁止特約」が付されていることもよくあります。このようなときは、当該第三者に対する債権の取立てについて、取引先にあなたの会社に委任させ、あなたの会社が、取引先に代わって取り立てます。

あなたの会社は、取引先にこの代理受領した金銭を返還する義務を持ちますが、あなたの会社の取引先に対する売掛債権とこの回収金返還債務とで相殺してください。これで売掛金の回収を図ることができます。

なお、取引先の上記第三者への債権が、あなたの会社が売った商品の転売代金債権である場合は、あなたの会社は、この債権に優先的な権利を有しています。これを「先取特権」といいます。先取特権を行使するには、差し押さえなければならぬなど、裁判所に対する手続が必要となります。

7. 売掛金を回収する際に検討すべきこと

取引先から売掛金の支払い遅延が発生したり回収不能になったりした場合は、経営悪化の原因になりえます。そのようなことがないように、本当に困ったときには外部の手を借りることも考えましょう。

売掛金回収の大きな助けとなってくれるのが、ファクタリング会社と弁護士存在です。ここでは、ファクタリング会社と弁護士それぞれの特徴を紹介しつつ、利用するメリットを紹介します。

(1) ファクタリング

ファクタリングとは、売掛債権をファクタリング会社に売却・譲渡し、ファクタリング会社が売掛金回収を行うという仕組みのことをいいます。

あなたの会社は、ファクタリング会社に債権を売却・譲渡した段階で、債権額を少し下回る金額で売却・譲渡金を受け取ることとなります。つまり、以後、取引先からの回収作業は不要です。

ファクタリングを利用することによって、売掛金の回収遅延や不能の影響を受けることなく、売掛金の管理をすべて任せられます。本業で多忙な方も、安心して経営資源を守ることができるでしょう。

ファクタリング会社に売掛債権を売却した時点で、現金を受け取れるため、回収手続がぐっと楽になります。回収期間が短いので、キャッシュフローが悪くなることもありません。

また、ファクタリング会社は取引先の信用力調査も行ってくれるため、既存の取引先はもちろん、将来取引予定の企業に対しても調査を依頼できます。事前調査を行うことによって、売掛金回収トラブルに巻き込まれる可能性も低くなるでしょう。

(2) 弁護士への相談

一個人が売掛金回収を行うには、どうしても限界があります。そこで、売掛金回収代行を行える専門家である弁護士に依頼をしてみたいでしょうか。ちなみに、日本で借金回収代行を行える専門家は、弁護士と認定司法書士、そして国が認可したサービスのみです。

弁護士に依頼するメリットは、いくつかあります。

例えば、自分を甘く見ている債務者に対して、本気度を示すことができるでしょう。内容証明郵便を送るにしても、弁護士の名前が入っていると、相手の反応も違ってくるはずです。

また、売掛金回収業務を弁護士に一任することで、労力や負担が軽減されます。本業に支障が出るほど困っている場合には、ぜひ相談してみましよう。

さらに、弁護士は法律のプロフェッショナルであるため、法的手続に移行した場合も知識や経験を駆使して、スムーズに手続を進めてくれるでしょう。ややこしい法律を勉強する必要もなく、弁護士に任せられます。

8. 売掛金の未回収を防ぐ方法

売掛金の未回収は、お互いに大変不快な思いをすることです。トラブルに巻き込まれてしまうこともあります。いくつかの点に注意して売掛金の未回収を防ぎましょう。

この章では、売掛金が回収できない場合のリスクを説明した上で、注意しておきたいポイントを紹介します。

(1) 売掛金が回収できない場合のリスクを考える

売掛金が回収できないままだと、お金が入ってこないのはもちろん、取引先からも甘く見られてしまい、ますます支払ってもらえなくなる悪循環に陥る可能性があります。

そうなると、自分自身が借金をしたり資金ショートを起こしたりして、金融機関や投資家などの外部からの信用まで失いかねません。このような事態に陥らないために、まずは自社の債権状況を数字できちんと自覚しておく必要があります。

そこで役に立つのが、「売上債権回転率」です。売上債権回転率とは、通常の営業取引から生じた債権がどの程度滞留しているかをみるための指標です。ちなみに売上債権とは売掛金や受取手形の合計をいいます。

回転率は、年間の売上高（掛け売上高）と期末の売上債権との比率で計算します。回転率が高ければ高いほど、掛け売上げから売上債権回収までの期間が短いことを意味し、良いとされます。

回転率が高いと期末の売上債権の金額が売上高に対して小さくなります。
売上債権回転率の計算式は、以下のとおりです。

$$\text{売上債権回転率} = \text{売上高} \div (\text{売掛金} + \text{受取手形})$$

【計算例】

売上高5,000、売掛金400、受取手形100の会社の売上債権回転率
 $5,000 \div (400 + 100) = 10 \rightarrow 10$ 回

(2) 与信管理をしっかり行う

「与信管理」とは、取引先の今後の見通しをきちんと見極め、もしも回収できなかった場合に未回収金をどのように負担するのか決めることです。

与信管理を、自社で管理しているところもあれば、専門家に任せている企業もあります。自社で与信管理を行うとコストが抑えられるというメリットがありますが、信用調査会社のデータや決算書を正しく理解できる知識と経験が求められます。

不安な方は、専門家に相談してみるのもひとつの手です。与信管理を行うことにより、危ない状態になってきた取引先については、現金取引にするなど、早期に手を打つことができます。

(3) 契約締結の際は公正証書を作成する

取引先と契約を締結する際には、できれば公正証書を作成し、提示することをおすすめします。公正証書とは、公証人の前で当事者が合意した内容をもとに公証人に作成してもらった書面のことで、公証役場で作成されるものです。

この公正証書に、「代金を○か月間支払わない場合には、直ちに強制執行に服する旨を陳述した。」と記載すれば、売掛金未払いが生じても裁判手続を行うことなく、未払いが起こった段階ですぐに強制執行手続に移行することができます。

重要な契約であればあるほど、公正証書を作成することをおすすめします。

(4) 所有権留保

売買契約の際、所有権をあなたの会社に留保したまま売却する方法です。もちろん、所有権留保をせずとも、上述のように、即時解除条項をもうけ何かあった時に契約を解除して商品回収を図ることはできます。

しかし、取引先の経営状態が危なくなったときは、取引先に対する他の債権者も目を光らせているわけですから、この商品を何ら問題なく回収できるかは保証がありません。その点、所有権留保としておけば、他の債権者がこの商品に目をつけて何らかの手を打ってきたとしても、所有権という強力な権利で対抗することができます。

確定申告用語集

○株式の分割 | 1株を複数の株に分けること。会社財産には変わりなく、発行済株式総数が増加します。

株式投資の経験がある人なら、株式分割というワードに聞き覚えがあるのではないのでしょうか。

企業側にも投資家側にも株式分割は利点の多い制度です。仮に所有している銘柄が株式分割された際、そのまま持っているだけで得をする可能性があります。もちろんメリットだけでなくデメリットもあるので注意が必要です。

そこで、株式分割が行われる理由とメリット・デメリット、株式分割の事例について紹介します。

1. 株式分割とは

株式分割とは株を分けるだけなので、1株あたりの価値が大きくなるのではなく小さくなりますが、株の枚数は増加する仕組みです。

例えば、株式分割の場合ピザでよく例えられます。ピザを2,000円で購入したとき、そのピザを二等分にして分けると考えましょう。

すると、ピザ自体の大きさは半分になるので数は2つです。しかし、ピザの送料自体は変化していません。この場合、2,000円で買ったピザは1,000円のピザが2つになったということです。

このように株に置き換えると、企業から株式分割を行うという発表があった場合、株を100株持っていた人は、持っていた株が200株になります。

ただ、この株の価値は半分にされるため下がってしまいます。しかし、総数は増えるという仕組みです。株式分割は上記のように計算をすることができます。

2001年6月の商法改正では、分割後の1単位あたりの純資産が5万円を下回ってはならないなどの規制が撤廃され、従来は認められていなかった大幅な株式分割が可能となりました。株式分割により、株数が増え、また理論的に株価が引き下がることで、流動性が高まり、投資家の裾野が広がるものと期待されたのです。

しかしながら大幅な株式分割をおこなった銘柄は、株主分割の基準日（新株券を割り当てる株主を確定する日）から効力発生日（新株券が株主の手元に届く日）まで株券が品薄となり、株価が乱高下するケースが目立つようになりました。このような株価の乱高下は株式市場にとって望ましいことではないため、全国の取引所は、2005年3月に5分割を超えるような大幅な株式分割の自粛を要請し、また2006年1月からは株式分割の効力発生日を基準日の翌日（それま

では基準日の約50日後であった)にまで大幅に短縮したため、株価乱高下の原因と考えられた株式分割による品薄状況を解消できることとなりました。

2. 「増資」との違い

株式分割と間違われやすいのが、増資です。

増資とは、新しく発行した株式と引き換えに投資家から出資を受ける仕組みです。

増資と株式分割の違いは、株式分割が1株あたりの単価を下げて発行済み株式総数のみを増やすのに対し、増資は新しく発行した株式と引き換えに投資家からの出資を受けることとなります。

増資を行うと、新たなお金でもう1枚のピザを購入するということです。

株式分割が増資と思って計算をしてしまうと、1株あたりの価値の判断を誤ってしまうため注意しましょう。

3. 株式分割のメリット

株式分割によるメリットを企業側と投資家側それぞれについて解説します。

(1) 企業側のメリット

企業側の株式分割のメリットは、主に以下の4つです。

- ① 株式の流動性を高められる
- ② 配当の代替にできる
- ③ 上位の市場への昇格がしやすくなる
- ④ 株価の安定性が高まる

① 株式の流動性を高められる

企業側からみたとき、株式分割で得られる最大のメリットは株式の流動性を高められることです。

株式分割を行うと、分割比例に応じて株価も減少するため、これまで購入できなかった多くの投資家にも株式を購入する可能性が与えられることとなります。

株式分割によって売買が活発になると、新たな株主となる投資家が増え、株主数を増やすことができます。

② 配当の代替にできる

株式分割後、1株あたりの配当を変更しなければ、株主は株式分割によって新たに取得した株式数分だけ、受け取る配当が増加することになります。

この方法を使用すれば、1株あたりの配当金額を変更することなく、配当増額の代替として株主に利益を還元することができるのです。

③ 上位の市場への昇格がしやすくなる

JASDAQ・マザーズに上場している企業が東証一部に上場するためには、株主数や流動株式数などに関する一定の基準をクリアする必要があります。株式分割を行うと、株主数や流通している株式数が増えるため、上位市場への昇格がしやすくなります。

④ 株価の安定性が高まる

少数の株主によって、株式のすべてが保有されている場合、1人の株主が株式を売買ただけで株価に与える影響は大きくなります。

しかし、株式分割を行うことで株式数が増加し、株主数が増えると売買が株価に与える影響が薄まり、株価の安定が高くなります。

(2) 投資家側のメリット

投資家側のメリットは、主に以下の4つです。

- ① 株価が下がって安く買える
- ② 希望価格で売買成立しやすい
- ③ 売買の選択肢が広がる
- ④ 配当が増える可能性がある

① 株価が下がって安く買える

株式分割が実施されると株価が下がるので、安く買えます。今まで手が出せなかった投資家でも買いやすくなると言えるでしょう。

例を挙げると、100株100万円の銘柄は高価ですが、100株を500株に分割すると100株20万円となり、少ない資金で購入が可能。

購入する投資家の数が膨らめば株価の上昇にもつながります。安く買えて売買差益も狙える分、投資家側にとってはお得だと言えます。

② 希望価格で売買成立しやすい

株式分割により価格が下がった株は、売買が頻繁に行われる傾向にあります。

株式投資は、売りたい人と買いたい人のバランスが重要です。仮に1,000円で買いたいとき、1,000円で売ってくれる相手がいないと売買は成立しません。利益確定したいのに売れない状態が続くと、含み益が減ったり逆に含み損を抱えてしまうリスクもあります。希望価格で取引できることは、投資家にとって有利となるのです。

③ 売買の選択肢が広がる

保有株数が増えるので、一部を売却するといった売買の選択肢が広がります。

保有が100株のみの場合、売却の際には100株全て売らなければなりません。しかし、100株から200株への分割になれば、100株は売却して、残り

の100株は持ち続けるという選択肢がプラスされます。

加えて、株式分割により手頃な価格になっていれば、買い増しを検討しやすいでしょう。

④ 配当が増える可能性がある

配当は「1株あたり20円」のように決まっています。この場合、100株保有で2,000円の配当を受けられますが、株式分割後も配当が据え置かれれば、手持ちの株数が増えた分さらに配当がもらえるチャンスがあります。

仮に、100株から110株に分割された場合、2,200円の配当を受けられます。

ただし、100株から200株または300株に分割される場合は、配当も1/2や1/3に調整されるケースが一般的なので注意が必要です。

4. 株式分割のデメリット

次に、企業側と投資家側それぞれのデメリットを見ていきましょう。

(1) 企業側のデメリット

① 企業の信用度を下げる可能性がある

株式分割を行うことで、増資のように企業の財務基盤が強化されるわけではなく、売買が活発になるため、短期的に株価が上昇することがあります。ただし、短期的に株価を上げることを目的に株式分割を何度も行うと企業の信頼度を下げてしまいます。

また、株式が購入しやすくなったことによって、投機目的の投資家が株主となる場合があります。そうすると、企業本来の業績とは関係なく、株価が乱高下を繰り返しかねる可能性があるのです。結果、企業の信頼度を下げてしまう可能性があります。

② 多くの株主を管理する必要がある

株式分割によって株式が増加すると、売買が活発になり株主数が増えます。ただし、株主が増えると管理が大変になるため、株主総会や配当に関する工数が増えてしまうのです。

企業は株式分割をすることで、信頼度を下げてしまう、株主の管理をする必要がある、などのデメリットが存在します。

信頼度を下げてしまうことは、今後の会社経営に影響を及ぼす可能性があるため、慎重に実行させなければいけません。

(2) 投資家側のデメリット

企業側のデメリットがある一方、投資側にもデメリットが存在します。投資側のデメリットは、以下のとおりです。

① 単元未満株（端株）が発生する

株式分割を行うと、比率によっては単元未満株（端株）が生じる可能性

があります。例えば、前述で記載した100株持っている株式が1 : 1.1に株式分割された場合で仮定してみましょう。

1株が1.1株に分割されるということは、保有株式数は110株となります。しかし、市場での売買単位は100株となるので、増えた10株に関しては市場で売却することはできません。

そのため、この端株を売却しようと思ったら、株式を発行している会社に対して買い取り請求を行う必要があります。この際、指値でなく成行注文しかできず、場合によっては手数料負けしてしまうこともあります。必ず計算をした上で検討しましょう。

② 株価の安定性が損なわれる場合もある

株式分割によって株主が増えると、一般的に株価は安定方向に働きますが、場合によっては株主が増えたことで投機目的の投資家が増えると、株価の変動幅が大きくなってしまいます。結果、株価の安定性が損なわれる可能性があります。

企業側にデメリットがある分、投資家にもデメリットは存在するので、株式分割を行うときは、双方のことを考えた上で実行しましょう。

5. 株式分割の事例

ここでは、Yahoo!とファーストリテイリングが行った株式分割の事例を紹介します。

Yahoo!は株式分割を繰り返して成長してきた企業として有名です。1997年に上場してから現在までに合計14回の株式分割を実施。1株から2株にする分割を13回、1株から100株にする分割を1回行いました。仮に、上場当初の株を1株持っていたとすると、2017年の時点で約80万株に増え、保有資産が4億円にもなったとされています。

ユニクロやジーユーを傘下にもつファーストリテイリングは、1株から1.1への株式分割を2回、1.5株への分割を1回、2株への分割を3回実施してきました。

1994年に広島証券取引所に上場し、株式分割しながら1997年に東京証券取引所二部に上場、1999年に一部に市場移動を果たしています。

2023年3月1日にも1株から3株への分割を行うと発表されたため、更なる株価上昇が期待できるでしょう。

6. 株式分割の目的も確認しよう

株式分割には株価上昇や配当収入の増加などのメリットがあります。ただし、株価を意図的に釣り上げるために行われる株式分割は、急落の恐れがあるため注意が必要です。

企業が、どのような目的で株式分割するのかを必ず確かめましょう。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎ 立替金の仕訳

(1) 立替金の定義・意味など

立替金とは、従業員・役員、取引先・子会社などの関係会社等に一時的に立て替えた金銭を処理する資産勘定をいう。

◇立替金の科目属性

- ・資産

立て替えた金銭は後日受け取ることができるので、立替金は資産勘定である。

◇法人・個人の別

- ・法人・個人

立替金は法人・個人で使用される勘定科目である。

◇立替金の範囲・具体例

- ・仕入諸掛

商品の仕入時に先方が負担すべき仕入諸掛を立替払いした場合、立替金勘定で処理する方法がある。

- ・社会保険料

従業員が負担すべき雇用保険料などの社会保険料を立替払いした場合にも、立替金勘定を用いて処理をする。

◇立替金の性格・性質

- ・無利息の短期貸付金

立替金は一時的な金銭の融通にすぎないので、利息はつかないのが通常である。

したがって、立替金は無利息の短期貸付金といえる。

◇他の勘定科目との関係

- ・貸付金・未収金・未収入金

貸付金や未収金、未収入金とはきちんと区別して管理する必要がある。

- ・役員立替金・従業員立替金

立替金勘定は外部の取引先に対するものと内部の役員・従業員に対するものとを区別するため、役員・従業員に対する立替金については、役員立替金・従業員立替金勘定を用いることがある。

なお、長期間返済がないと貸付金と認定される場合もある。

- ・経費立替金

立替金の場合とは逆に社長が会社の経費を立て替えた場合には、経費立替金勘定（負債）などで処理することがある。

(2) 立替金の決算等における位置づけ等

◇立替金の財務諸表における区分表示と表示科目

貸借対照表 > 資産 > 流動資産 > その他流動資産

◇区分表示

- ・流動資産

立替金は流動資産に属する。

◇表示科目

- ・その他流動資産

実務上、立替金は、他の少額の流動資産とあわせてその他流動資産として表示するのが一般的である。

ただし、財務諸表等規則では、その金額が資産の総額の5%を超えるものについては、その内容を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならないとしている。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

第十九条 第十七条第一項第十三号に掲げる項目に属する資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(3) 立替金の会計・簿記・経理上の取り扱い

◇会計処理方法

- ・使用する勘定科目・記帳の仕方等

期中

立替払いしたときは、その金額を立替金勘定の借方に記帳して資産計上する。そして、後日、立替金を回収したときは、立替金勘定の貸方に記帳して減少させる。

仕入諸掛を立替払いした場合

商品の仕入時に先方が負担すべき仕入諸掛を立替払いした場合に立替金勘定で処理するときは、その立替払いした代金を立替金勘定の借方に記帳して資産計上する。

- ・期末（決算時）等

貸倒引当金の設定（決算整理事項）

立替金は、仮払金とは異なり、清算により費用として処理されるものではなく、金銭によって回収されるべき債権である。

したがって、立替金については、売掛金や貸付金と同様、回収可能性により評価を行い、問題のある立替金については、貸倒引当金を設定する必要がある。

・立替金の回収

立替金は通常は信頼関係によって支出するので、契約書も担保もない。また、あくまで一時的なものなので、立替金は翌月中の回収が望ましい。

なお、立替金の回収方法としては、現金や手形などによるほか買掛金などの相殺もある。

(4) 仕訳の具体例

一時的な立替払いを処理する科目。仮払金、貸付金、未収金等と混同しないよう注意が必要である。

1 得意先の税金の立替えをしたとき

例題 通関業を行う当社は得意先S社の関税、フレート等の立替え35,000円を現金払いした。

立替金	35,000	現金	35,000
-----	--------	----	--------

★ポイント★ 立替金は、目的がはっきりした用途のための立替えて、仮払金は必ずしもはっきりしないケースが多い。

2 立替金を現金回収したとき

例題 S社の関税等の立替金35,000円が、今日、現金で入金された。

現金	35,000	立替金	35,000
----	--------	-----	--------

3 回収が長期化したので短期貸付金に振り替えたとき

例題 L社への立替金100,000円が長期滞留しているので、L社と話し合いの結果、1年以内返済の貸付金に振り返ることとなった。

短期貸付金	100,000	立替金	100,000
-------	---------	-----	---------

★ポイント★ 貸付金には受取利息が生ずるが、立替金は通常受取利息の発生はない。

(5) 立替金の税務・税法・税制上の取り扱い

◇消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分
不課税取引（課税対象外）

消費税法上、立替金は不課税取引として消費税の課税対象外である。